

ID: 171

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例 第12条
例 規 番 号	平成19年条例第67号
【根拠条文】 (使用料の減額又は免除) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市が主催し、又は共催する事業で有料施設を利用するとき。 免除 (2) 市内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者が教育課程に基づく教育活動として有料施設を利用するとき。 免除 (3) その他規則で定めるとき。 免除又は減額 【基準】 根拠条文及びエコプラザ西東京条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の減免) 第12条 条例第12条第3号の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市内の私立の幼稚園又は保育園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園を含む。)がその行事として有料施設を利用するとき 減額(条例別表に規定する登録団体の使用料(以下「登録団体使用料」という。)とする。) (2) 次に掲げる者が個人で有料施設を利用するとき 減額(登録団体使用料とする。) ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳を所持する者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者 ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 エ 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者 オ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者 (3) 会員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成される団体が有料施設を利用する場合であって、当該団体の会員の過半数が前号に規定する者であるとき 減額(登録団体使用料とする。) (4) その他市長が必要と認める場合 免除又は必要と認める額を減額 2 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、エコプラザ西東京使用料減免・還付申請書(様式第10号)を市長に申請し、承認を受けなければならない。 3 第1項第2号から第4号までに規定するものが前項の規定により申請をするときは、次に掲げるいずれかの書類をエコプラザ西東京使用料減免・還付申請書に添付しなければならない。 (1) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の写し (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の写し	

- (3) 生活保護法による保護を受けていることを証する書類
- (4) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳の写し
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けていることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、第2項により使用料の減額又は免除を承認したときは、エコプラザ西東京使用料減免・還付承認書(様式第11号)を交付するものとする。

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日